

令和7年度 第九小学校 いじめ防止対策基本方針

国分寺市立第九小学校

<目標(段階)>

< 取り組みの視点 >

< 具体的な取り組み内容 >

1 未然 防止

教員の指導力の向上と組織的対応

・学校いじめ対策委員会を設置する。
・人権教育プログラムを活用し、全職員を対象とした、いじめに関する研修を各学期に1回実施する。
・朝の会で、児童の表情を確認しながら、一人一人の名前を呼ぶ。
・1日を通して、全ての児童へ、担任から声かけを行う。
・全教員が、クラス、学年を超えて、児童の様子を観察するとともに、積極的に肯定的な声かけを行う。

いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取り組み

・日ごろから教室環境を整備することを徹底する。
・休み時間には、児童と遊ぶ機会を設定し、児童との信頼関係を構築する。
・道徳、特別活動において、年間3回以上、いじめに関する授業を行う。
・学級担任や専科教諭、管理職は問題を抱えた児童への積極的な働きかけを行い、信頼関係を構築する。
・弁護士による「いじめ」「命」をテーマとした授業を実施する。
・「九小いいね運動(いいところを見つける)」、「あいさつ運動」を実施する。(代表委員会)
・いじめアンケートを実施し、いじめにつながる可能性のある児童を洗い出し、全教員がその児童の状況を共有する。
・児童のプラス面の情報交換を教員間で行い、校内委員会でも情報を共有する。

2 早期 発見

いじめの「見える化」①
～児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

・朝の会で、児童の表情を確認しながら、一人一人の名前を呼ぶ。
・1日を通して、全ての児童へ、担任から声かけを行う。
・全教員が、クラス、学年を超えて、児童の様子を観察するとともに、積極的に声かけを行う。
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、関係機関と相談する場を定期的に設定し、児童に関する情報を共有する。

いじめの「見える化」②
～被害の児童、周囲の児童からいじめ情報の確実な受信～

・「いじめアンケート」を各学期に行い、いじめの実態を正確に把握する。
・「九小いいね運動(いいところを見つける)」、「あいさつ運動」を実施する。(代表委員会)
・いつでも誰でも相談週間を実施する。
・5年児童全員がスクールカウンセラーと面談を行い、困ったときに相談しやすい関係を作る。
・いじめ対策と不登校対策を一体のものと考え、児童や保護者の困り感に寄り添った支援を組織的に実施する。
・欠席が3日以上続く場合は担任が直接連絡をとり、7日以上続く場合は校長による三者面談を実施する。

学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

・日常の観察、いじめアンケート、本人からの訴え、周りの児童の訴え、保護者からの情報を正確に把握し、情報を共有する。
・対象児童に関する行動記録を正確に記録する。
・記録した情報は必ずファイリングし、教員間での引き継ぎを確実に行う。
・学校いじめ対策委員会にて、把握した情報を確実に共有する。

保護者・地域との連携

・いじめの早期発見のために、学校便りや学年便り、保護者会の場を活用して情報がある場合は速やかに学校に伝えるような投げかけを定期的に行う。
・個人面談において、いじめの有無について確認する。
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを保護者へ紹介し、いじめについて相談しやすい環境を整える。
・児童館や学童保育所との間で、いじめに関する情報を正確に共有できるようにする。

3 早期 対応

学校いじめ対策委員会を核とした対応

・把握した情報に基づき、対応方針を決定する。
・学校いじめ対策委員会を核として、問題解決に向けた対応策の検討と役割分担の明確化を行う。
・いじめと疑われるものが発見された場合は、必ず個別に聞き取りを行い、実態把握を正確に行う。
・聞き取った内容は確実に記録する。

被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取り組み

・被害児童の安全の確保のために、複数の教員による毎日の声かけや、職員打ち合わせを利用した被害の情報の共有、必要に応じて登下校時の安全にも十分に配慮する。
・いじめと疑われるものが発見された場合、対象児童だけでなく、関係ある全ての児童に対して、複数人の教員で組織的に個別の聞き取りを行い、実態把握を正確に行う。聞き取った内容は確実に記録する。
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の児童やその保護者をケアする。
・加害の児童を特定した上で、学校いじめ対策委員会が中心となり、組織的・継続的に観察、指導を徹底する。
・スクールカウンセラーとの連携のもと、加害の児童、保護者の心のケアを実施する。

国分寺市教育委員会・関係機関との連携

・いじめの正確な情報について国分寺市教育委員会への報告を迅速に行い、情報を共有する。
・警察や児童相談所、子ども家庭支援センターと情報を共有し、対応策を協議する。

保護者・地域との連携

・臨時保護者会を速やかに開催し、保護者に対して積極的に情報を提供し、保護者との連携・協力関係を構築する。
・PTA役員等に情報提供するなど積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。
・地域の大人による児童の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

4 重大 事態への 対処

被害の児童の保護・ケア

・複数の教員が被害の児童を間断なく見守る体制を構築するほか、被害の児童の情報共有を徹底する。
・管理職、養護教諭は被害の児童と関わりをさらに深める。
・スクールカウンセラーと教員との情報共有を徹底するほか、スクールカウンセラーによる授業参観を積極的に実施する。
・スクールソーシャルワーカーは家庭訪問を通じ、被害の児童の家庭状況の把握と支援を行う。
・被害の児童を必要に応じて、保健室登校や校長室登校等を実施する。

加害の児童への働きかけ

・加害の児童の保護者と管理職との面談を実施する。
・校長室において被害の児童、保護者に対し、加害の児童、保護者が謝罪する場を設ける。または、被害の児童の自宅への訪問を行う。(管理職、担任、加害者児童、保護者)
・加害の児童への指導を継続的に行っても改善が見られない場合は、校長による訓告を実施する。
・被害の児童に対して犯罪行為が行われたと疑われる場合、警察に相談、通報を行う。
・加害の児童、保護者に対して、必要に応じて心のケアを行う。
・必要に応じて、加害の児童を被害の児童が使用する教室以外の場所での学習を実施する。

教育委員会への報告・関係機関との連携

・重大事態の発生について、国分寺市教育委員会へ報告し、国分寺市いじめ防止審議会の指示を受け対応する。
・必要に応じて、子供家庭支援センターや児童相談所等の福祉機関や医療機関に通報、相談する。

保護者・地域との連携

・国分寺市いじめ防止審議会との連携協力の下、臨時保護者会を開催し、個人情報に配慮の上、事案の状況、学校対応について説明する。
・PTA役員等に情報提供するなど、PTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。
・防犯委員会(サポートチーム)に速やかに報告するとともに、民生児童委員の地域人材と積極的に連携し、地域での児童見守り、巡回を依頼する。

いじめ防止対策推進法に基づく対応

・国分寺市長は、必要に応じて、学校や国分寺市いじめ防止審議会の行った調査について、再調査を実施する。
・再調査にあたり、学校は全面的に協力する。